

振込ご利用明細帳利用規定

株式会社 琉球銀行

108-520 (2020.04.01)

振込ご利用明細帳利用規定

1. (受取人口座等の届出)

振込ご利用明細帳(以下「明細帳」という)を利用するにあたっては、あらかじめ振込金受取人の取引銀行・支店名・預金種目・口座番号および口座名を当店へ届出てください。なお、明細帳を利用した振込については、振込のつどあらたに振込金受取人を振込機能付自動預金入金支払機で指定できます。

2. (明細帳の利用)

明細帳は、当行の振込機能付自動預金入金支払機(以下「振込機」という)を使用して振込む場合に利用することができます。

3. (振込機の利用時間)

振込機を利用できる時間は、当行所定の時間をします。なお、振込機の操作時間によっては、翌営業日の取扱となることがあります。

4. (振込の方法)

- (1) 振込機を利用して振込むときは、振込機に明細帳および現金またはりゅうぎんキャッシュカード・カードローンカード等(以下「カード」という)を挿入して操作してください。なお、振込機の種類により現金による振込の取扱ができないことがありますのでご了承ください。
- (2) 現金で振込むとき、またはカードにより預金口座から資金を振替えて振込むときは、1回あたりの振込は当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 前(1)項の操作において、振込機の画面に振込金額・振込先銀行・受取人名等の振込内容を表示しますので内容をお確かめください。ご確認いただいた内容で当行は所定の振込手続き(電信扱)を行います。この場合、振込の取消はできません。

5. (明細帳への記帳)

振込機により振込を行った場合には、振込日・振込先銀行・店名・受取人名・振込金額等の振込内容を明細帳に記帳します。

6. (手数料)

明細帳による振込を取扱う場合には、当行所定の振込手数料をその都度いただきます。

7. (住所等の変更)

住所・電話番号に変更があったときは、明細帳を持参のうえ、直ちに当店に届出てく

ださい。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。なお、振込人の変更はできません。

8. (受取人等の変更・取消)

受取人の口座番号変更等受取人にかかる届出事項を変更する場合(振込先銀行・支店の名称変更を含む)または、受取人を取消す場合には、直ちに書面で当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (明細帳の再発行)

明細帳を紛失したときは、当店へ届出てください。明細帳の再発行は当店で行います。

10. (解約)

- (1) 明細帳の利用を取りやめる場合には、当行所定の解約申込書を明細帳とともに提出してください。
- (2) 1年以上の期間にわたり、明細帳の利用がない場合には、当行はこの契約を解約することがあります。なお、この場合解約通知書は省略します。

11. (振込の遅延)

あらかじめ届出をうけた振込人・受取人の内容に不備があった場合は、照会等のために振込金の入金が遅延または不能となることがあります。また、やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込金の入金が遅延することもありますのでご了承ください。

12. (振込規定の適用)

この規定に定めのない事項については、振込規定により取扱いさせていただきます。

13. (その他)

明細帳による振込で、受取人との間に紛議が生じても当行の責によるものを除き、当行は責任を負いません。

14. (変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。

- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) 当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

以上